



島根県報

令和3年12月7日（火）

第 267 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正（地 域 福 祉 課） 2
する規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則（ ” ） 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（高 齢 者 福 祉 課） 3

森林法第189条の規定による告示及び掲示（3件）（森 林 整 備 課） 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂 防 課） 4

【訓 令】

島根県農林水産関係補助事業等検査規程の一部改正（農 林 水 産 総 務 課） 5

【特定調達公告】

島根県職員データベースシステム構築運用保守業務に係る随意契約の相手方等（情 報 政 策 課） 5

島根県立高等学校指導者用パソコン端末（追加分）の購入に係る一般競争入札の
実施（教 育 指 導 課） 6

【正 誤】

令和3年11月12日付け島根県報第260号中（森 林 整 備 課） 8

令和3年11月16日付け島根県報第261号中（ ” ） 9

公布された条例等のあらまし

◇行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則（規則第153号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式等の整備（様式第1号・様式第4号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第154号）

1 規則の概要

行政手続における押印等の見直し等に係る様式の整備（様式第1号—様式第3号・様式第5号—様式第17号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第153号

行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則

行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則（昭和33年島根県規則第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護及び取扱いに関する規則

様式第1号及び様式第4号中「**四**」を削り、「行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則」を「行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護及び取扱いに関する規則」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の行旅病人、行旅死亡人及び同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第154号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式の4の(1)の(注)中「明りょう」を「明瞭」に改める。

様式第2号中「印」を削り、同様式の7中「寄付行為」を「寄附行為」に改め、同様式の8の(1)の(注)中「明りょう」を「明瞭」に改める。

様式第3号中「印」を削り、「寄付行為」を「寄附行為」に改める。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号表面及び様式第7号中「㊦」を削る。

様式第8号表面中「㊦」を削り、同様式裏面の記載要領の11中「し、代表者印を押印」を削る。

様式第9号、様式第10号表面及び様式第11号中「㊦」を削る。

様式第12号から様式第16号までの様式中「㊦」及び「し、代表者印を押印」を削る。

様式第17号中「㊦」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第721号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 ともみ会	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷362-10	令和3年12月1日

島根県告示第722号

令和3年農林水産省告示第1748号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町大字湯谷1074-5	市山 静香
邑智郡川本町大字湯谷1347-1、1347-3	風生 政夫

島根県告示第723号

令和3年農林水産省告示第1840号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を川本町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
邑智郡川本町大字川下3229-25	治郎田 森吉

島根県告示第724号

令和3年農林水産省告示第1749号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸山達也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町蔵木カラ谷1401、雲ラ付1752-2、下モ杉尾1670-2から1670-5まで、滑谷1386-2、1386-3、牛引1410、杉ヶ谷1767-2、1767-3、大足谷1425-2から1425-4まで、貞作平1402-2から1402-8まで、本溢1753-3	桑原 清作
鹿足郡吉賀町蔵木鳥手ヶ溢1886、1886-1	桑原 忠一
鹿足郡吉賀町蔵木雲ラ付1752-2、下モ杉尾1670-3から1670-5まで、滑谷1386-3、杉ヶ谷1767-3、大足谷1425-2、1425-3、貞作平1402-2から1402-8まで、本溢1753-3	三家本 兼右衛門
鹿足郡吉賀町蔵木雲ラ付1752-1、金山平1422-2、熊事1770	蔵本 重行

島根県告示第725号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸山達也

- 1 区域の名称 港町A（追加）
- 2 土地の表示

平成25年島根県告示第251号（港町A区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱1号から4号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号を結んだ線、標柱9号から21号までを順次に結んだ線及び告示で指定した標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱21号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
浜田市港町12番1	9号から15号まで

” 15番2	16号及び17号
” 2番1	18号から21号まで

訓 令

島根県訓令第17号

本 庁
地方機関

島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年島根県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

様式第2号中「**㊦**」を削る。

「
 様式第3号中

検 査 者 職 氏 名 ㊦
-------------	----------------

 を
 」

「

検 査 者 職 氏 名
-------------	-------

 に改める。
 」

様式第4号中「**㊦**」及び「**㊦**」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年12月7日から施行する。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年12月7日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量
島根県職員データベースシステム構築運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年10月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島根県職員DBシステム共同企業体
代表者 富士通Japan株式会社島根支社 支社長 艸葉 美市博 島根県松江市学園南二丁目10番14号
構成員 富士通リース株式会社中国支店 支店長 坂井 伸弘 広島県広島市中区紙屋町一丁目2番22号

- 5 随意契約に係る契約金額
133,562,880円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年12月7日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
島根県立高等学校指導者用パソコン端末（追加分）の購入 265台
 - (2) 入札案件の仕様等
入札説明書のとおり
 - (3) 納入期限
令和4年3月31日（木）
 - (4) 納入場所
島根県教育委員会が別途指定する場所（島根県内の1箇所を想定）
- 2 入札方法
 - (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
 - (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」に登録されている者であること。
 - (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日にお

いてその措置の期間が継続中の者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育庁教育指導課学力育成スタッフ

電話 0852-22-6863 F A X 0852-22-6026

電子メール shidou@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和3年12月24日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和3年12月24日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和3年12月24日（金）午後5時まで、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年1月17日（月）午前10時から同月18日（火）午後4時まで（同月17日午後5時から同月18日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年1月18日（火）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年1月18日（火）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年1月19日（水）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育指導課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Laptop Computer, 265 units

(2) Period for tender by electronic bidding : From 10 : 00 a.m. January 17, 2022 to 4 : 00 p.m. January 18, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. January 18, 2022

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on January 18, 2022)

(4) Contact point for the notice : Educational Guidance Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6863

正 誤

令和3年11月12日付け島根県報第260号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
10	島根県告示第668	大字油井字奥平173、176、大字蛸木字	油井奥平173、176、蛸木ハプロ谷1198

号中	ハプロ谷1198-1、1198-5、大字那久 字上野山1216-18、字谷1266-1、1266 -2、字弥右衛門峠1465、字鍋岩1475、 大字蔵田字畑奥2356、2385、2385-内 1、2386、2387、大字都万字丸山谷 5150、5156、字森ノ奥5342、5345、 5351、5352、字水落6247、字中尾6367	-1、1198-5、那久上野山1216-18、 谷1266-1、弥右衛門峠1465、鍋岩 1475、蔵田畑奥2356、2385、2385-内 1、2386、2387、都万丸山谷5150、 5156、森ノ奥5342、5345、5351、5352、 水落6247、中尾6367
----	---	---

令和3年11月16日付け島根県報第261号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
9	島根県告示第676 号中	那久1616・1618	那久丸山1616・中ノ谷1618